

# 地方整備局はかくして守られた

## —その激しき攻防—

月刊「建設」編集部へ、建設省にお勤めになった後、参議院議員として活躍なされた大先輩から後輩達へ事実を伝えたいと、「国の権限を地方に移譲する政策」にまつわる当時の様子を記した寄稿がなされました。

したがって、記された内容の文責は寄稿者個人にあります。

平成21年8月の総選挙で民主党が大勝し（民主308人、自民119人、公明21人、その他31人）長年続いた自民政権から民主党政権となりました。

政権が変わると新規施策を打ち出すのが通例ですが、この際も「コンクリートから人へ」、「脱官僚」等とともに国の保有する権限を地方へ移譲することを最重点施策としました。

近年、どの政党、政権でも国の権限を地方に移譲する政策が進められておりますが、その基本的考え方は自民党と民主党では大きく違ってきます。自民党では地方分権、即ち主権は国に有り、その一部を地方に移譲するというものであり、民主党は地域主権、即ち主権は地方にあり、それを国が中央集権化したのが現状で、それを復元させるという考え方です。

そこで民主党では、平成22年6月22日に地域主権戦略大綱を閣議決定しました。その中で国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）が規定され、その実現のための「アクションプラン」

を年内目途に実現することとなりました。

そして地域主権戦略会議でこの「アクションプラン」の取りまとめが行われ、地方整備局の直轄道路と直轄河川については次の通り、

- (1) 直轄道路について・一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本
- (2) 直轄河川について・一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本

としたアクションプランが平成22年12月28日閣議決定されました。

翌、平成23年には、このアクションプランの速やかな実現のため地域主権戦略会議の下部組織を設置して検討することとなりました。

しかし、直轄道路、直轄河川の課題については一歩も進みませんでした。その理由は、多くの知事はこの直轄の河川や道路の県への移管について、もともと整備管理が難しい河川・道路

を国にお願いして直轄事業にしてもらったのに、それを元に戻せといわれても受け取れないとの考えでした。

平成24年の初春、民主党は、国の出先機関の事務権限をブロック単位で移譲するため、党に地域主権調査会（初代会長：海江田万里、9月から川端達夫）を設け「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」を閣法として国会へ提案するため審議することとなりました。

その要旨は、国土交通省の各地方整備局を当該地域の県の連合体である特定広域連合に移管するというものです。

例えば、近畿地方整備局は、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県の2府5県の特定広域連合となります。

特定広域連合とは2以上の都道府県が加入する地方自治法第284条第1項に規定する広域連合で、同条で地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とすると規定しています。

特定広域連合の長には、構成団体の長（知事）をメンバーとする会議が設けられ、そこで順番に決められた知事になります。

その長の下に執行役を設けます。執行役は長を補佐して現在の地方整備局の業務を行います。

なお、広域連合の解散については、地方自治法第291条の10で広域連合を解散しようとする時は、関係地方公共団体の協議により第284条第2項の例により、総務大臣の認可を受けなければならないと規定されています。

また、当該法案でも第12条（認定の失効）内閣総理大臣の認定を受けた特定広域連合が解



金沢工業大学 客員教授  
(元建設省道路局長・技監、元国務大臣)

くつかけてつお  
**沓掛 哲男**

【略歴】

1953年 東京大学工学部（土木工学）卒業  
同年 建設省入省  
1982年 道路局長  
1984年 技監  
1985年 建設省退官  
1986年 参議院議員初当選（4期当選、自由民主党）  
2001年 環境省副大臣  
2005年 国家公安委員会委員長 併せて有事法制担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災担当）を兼任  
2009年 衆議院議員当選（1期、民主党）

散したとき……認定はその効力を失う。と規定されています。

第1回地域主権調査会での以上の「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の概要説明を聞いて、私は驚きを越えて強い怒りを感じました。

第一に大災害時、国民の生命、財産を直接守る事業を、また、国の産業発展や国民生活の向上のため、国レベルでの諸政策を国家公務員としての矜持と地域の信頼を得ながら実施してきた国の機関としての地方整備局を数県で構成する県の組合の広域連合とするとは。また、この広域連合は知事が代わって、仮にその県が撤退すると解散することになります。

地方整備局の仕事は、河川にしろ道路等にし

でも持続性は絶対に必要です。一県の都合で止めるような組織に任せることは出来ません。

そして審議に入りましたが、反対は私一人で、他は全員が賛成でした。

私は、反対の理由を強い口調で一時間程述べました。主に地方整備局が果たしてきた役割を説明、前年の平成23年3月11日発生した東日本大震災（戦後最大死者約2万人）の際、東北地方整備局の徳山局長の取った「櫛の歯作戦」

（太平洋側の被災地と東北地方を縦断する幹線道路とを結ぶ16本の道路の交通確保、翌日迄に11本の道路交通の確保により自衛隊、消防、警察等が被災地に入り救援活動を行う。）も当時の大畠章宏国土交通大臣とのテレビ会談の中で決定実行したことや、仙台市の被災が比較的軽微であったのは、仙台市の東側に高さ数mの土盛の東仙台バイパスがあり、これが防波堤の役割を果たしたこと。また、均衡ある国土の発展のために地域のバランスを考えながら国土政策を進めてこれたのも地方整備局が本省と一体となって施策を遂行したこと等を述べました。

海江田会長は、大災害時における地方整備局の必要性を良く理解してくれて、翌週も地域主権調査会を開いて審議することとなりました。

賛成派は、住民に身近な行政は出来る限り地方自治体が行うべきであるとの原則論を述べておりました。

しかし、この課題は民主党政府与党の最重要課題としており、知事会長を先頭に積極的に行動しておることから、私一人が反対しても持ち堪えられないことは明白でしたので、何とか民主党国会議員417人の中から同志を得る必要を

感じました。

その前に国土交通省はどうしているのかということですが、民主党は「コンクリートから人へ」と「脱官僚」を党是としており、官僚の政治的関与は厳罰とされること、また大臣が、このことに口を出せば直ちに大臣辞任となり、代わりに賛成派の大臣を迎える危惧がありました。

大臣からは、杳掛先輩頼むというのが精一杯でした。今、この法案阻止のため直接行動できるのは自分しかない。全力を尽くして頑張ることを決意しました。そこで早速電話で可能性あると思われる国会議員にあたりました。

この結果、5人の方々の賛同を得、次の地域主権調査会に出席していただきました。

その後、さらに二人の方にもご賛同いただき、ご参加いただくこととなります。

次の地域主権調査会では、5人の先生方が地方整備局を県の広域連合とすることに反対の意見を自分の経験を交えて強く述べてくれましたので、継続審議となりました。

そこで5人の先生方と私で今後の戦略を練りました。この時点で県知事会は地方整備局を県の組合である広域連合とすることに賛成しておりました。そこで、市長会や町村会の支援を求めるとし、全国の市町村長に当該法案に反対する会を結成していただくことをお願いすることとしました。

同志5人の先生方と出身県や近くの県の市町村長さんに電話してお願いしていただいたところ、市町村長さんは災害時の防災活動の直接責任者でもあり、地方整備局の必要性を強く認識されており、多くの方から賛同をいただきました。

5人の先生方の中のお一人は大臣政務官の経験がある方で、その人脈等を活かし広範囲の市町村長さんに連絡を取られ、福島県相馬市長立谷秀清さんや新潟県三条市長国定勇人さんは特に熱心に会の結成や入会へのお願いをしてくださっていること等もわかりました。

そこでこの会を「地方を守る会」とし、会長には三条市長の国定市長に、最高顧問に相馬市の立谷市長に就任していただくことにしました。

会員は急速に増加し、平成24年9月7日現在で517自治体となりました。なお、11月13日現在で531自治体となりました。

そして、この会員の方々が中心になって、市長会、町村会はそれぞれに地方整備局の特定広域連合への移譲を反対する決議をしてくれました。

そして地方を守る会会長の国定三条市長はじめ役員の市長数人を総理官邸に案内し、総理、官房長官（代理）に反対決議文を手渡し、その趣旨を激しく述べていただきました。

民主党の地域主権調査会はほぼ毎週開かれておりました。洪水、地震等の災害時の対応が主要課題となっておりましたが、私達の法案への反対意見に対して調査会の他の国会議員はほとんど発言せず、内閣府地域主権戦略室との論争が中心となりました。

彼等が法案等を策定しているのですが、私からの「皆さん方は災害時に現場での救援、復旧に従事した経験が有りますか」の質問に答えられる人は一人もいませんでした。

外部関係者の意見を聞くため、賛成派の知事数名、反対派として市長会会長、町村会会長等に地域主権調査会に出席いただきました。その

際、賛成派の知事への「貴方がこの特定広域連合の長である時に県内で洪水等により大災害が発生した場合、貴方はどういう行動を取られるのですか。」との私の質問に、知事は「もちろん、県知事として行動し、この特定広域連合の長の仕事は他の知事に代わってもらいます。」との答えでした。

大災害時、命を賭けてやるべき仕事を、片手間にしか考えていないのではないのでしょうか。東日本大震災の時、徳山東北地方整備局長は21日間も局長室に泊まり込みで陣頭指揮したのとは比較するまでもなく、絶対に地方整備局をなくしてはならないと思いました。

賛成派の別の知事は、私に「貴方は反対理由をいろいろ挙げていますが、一度私達知事に委しただされれば立派にやりますよ、若し上手いかなければお返ししますよ」と無責任な発言をされました。なお、中立的立場の知事等にも参加いただきましたが、「知事は、平常時も特に災害時においては県内の業務で精一杯で、さらに広域的な業務は国の直接関与をお願いしたい。」と発言されました。

党の地域主権調査会で内閣府も巻き込んだ激しい論争が続きましたが、平成24年11月14日の15時からのクエッションタイムで、野田首相は突然翌々日の16日に衆議院解散を発表されました。野田総理のこの判断に驚きましたが、私にとってはこれで特定広域連合の法案は取り消しになるのではとのほっとした気持ちもありました。

ところが、実はこれから総務大臣等のこの法案の推進派の猛烈な活動が始まります。翌15

---

---

---

---

日午後地域主権調査会が開かれ、総務大臣も出席してこの法案の通過を図りますが、私達数人で断固阻止しました。

驚いたことに、地域主権調査会で阻止したにもかかわらず、夕方、上の組織の党の政調会を急遽開き、この法案の了承を取り、深夜、持ち回り閣議で閣議決定することを知りました。

私達は閣僚にこの法案の閣議決定に署名しないよう頼みました。二人の閣僚が了解してくれましたが、一回目の署名は拒否したものの再度説得されて署名をしてしまいました。平成24年11月16日衆議院解散日の早朝に、前夜の深夜に持ち回り閣議でこの法案を閣議決定したのでした。

衆議院事務局にこの法案の閣議決定取り消し方法を尋ねると「取り消しの閣議決定」しかありませんとの答えでした。次の平成24年12月16日の総選挙では自民党の圧勝は確実でした（自民294人、民主57人、維新54人、公明31人、その他44人）ので知事会では自民党政権で、民主党で閣議決定した地方整備局等の県の特定広域連合への移譲を活かしての法案成立を目指し始めました。

これからは自民党が中心になるので国土交通省出身（元事務次官）の自民党参議院議員に今までの経緯を説明し、自民党の政策としては民主党のこの移譲政策は反対であることを明確にしてほしいこと、等をお願いしました。

この方は速やかに行動し、自民党政調会長と相談し、的確に対応してくれました。その効果は直ぐに出ることとなります。平成24年11月27日移譲賛成派の知事が自民党本部で政調会

長と会見しました。

知事方は、国の出先機関の県の広域連合への移譲を強く求め、そのための自民党政策変更を強く求めますが、政調会長は民主党の移譲案には断固反対であり、政策変更は出来ないと明確に知事方の申し入れを拒否されました。

これで民主党の国の出先機関、特に地方整備局の地方移譲は一応着落することとなりました。なお、地方整備局と同様移譲対象となっていた他の省庁の機関関係からは一度も反対の行動はありませんでした。

私は32年間建設省に、その後自民党参議院議員として通算19年、最後に故あって3年3ヵ月民主党衆議院議員として社会インフラ整備に専念してきましたが、最後の勤務で地方整備局がなくなるのを阻止できたことは何よりの幸せでした。

今は金沢工業大学の客員教授をしております。

おわりに地域主権調査会で活躍いただいた7人の国会議員の先生方、また政権交代の折に的確に対応いただいた先生に誌面を借りて心から御礼申し上げます。